1. 用紙

品名	環境配慮仕様	備考
複写機用	【水準1】 ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されていること。記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 【水準2】 ①古紙パルプ配合率100%など古紙パルプの配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、FSC認証若しくはPEFC(SGECを含む。)認証を受けたもの又は間伐材等パルプであるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない持続可能な生産がされたものであることが十分に確認されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(国基準)P9~P11を参照する こと。
	②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)」(国基準)P11を参照すること。 ■機械読み取り用紙(OCR用紙等)は除く。

2. 印刷物

品名 環境配慮仕様 備考 印刷物(紙 |水準1 ※複写機用紙を使用する場合は、「1. 複写機用紙」 (印刷用紙※(冊子の表紙及び色上質紙を除く。)) 製の報告 の仕様を参照すること。 書類、ポス ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率その 他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率、白色度及び坪量を総合 ター、チラ ■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方 シ、パンフ 的に評価した総合評価値が80以上であること。 針(令和5年12月)」(国基準)「紙類 (P13~P17)」及 レット等) ②古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指し び「印刷(P216~222)」を参照すること。 た原料の調達方針に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。 【役務】 ③バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された ■付属資料1「環境に配慮した印刷発注」を参照のこ 国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製 材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しな ■(用紙)、(印刷インキ類)及び、(リサイクル適性)に ④製品の総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が容易に確認でき ついては、納品時に表2の「資材確認票(兼 資材使 ること。 用証明書)」を提出させること。 (印刷インキ類) ■(リサイクル適性)の1及び2の「印刷物への適性の 1. オフセット印刷である場合には、次の基準を満たすこと。 表示」については、古紙再生促進センター作成、日本 ア.①のインキを使用する。ただし、①によれない場合は②のインキを使用すること。 印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製 ① ノンVOCインキ(石油系溶剤を使用しないインキ)又はリサイクル対応型UVインキ 作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材 ②バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ 料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場 イ.インキの化学安全性が確認されていること。 合には、適用しないものとする。 ウ.①のインキを使用した場合は、印刷物の裏表紙等に「石油系溶剤を含まないインキを使用しています。」 と表示するか、マークを表示すること。 ■(印刷の各工程)については、仕様書に表1「オフ セット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工 程における環境配慮項目及び基準」を添付すること。 2. デジタル印刷の場合には、次の基準を満たすこと。 ①電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る水準1(本ガイド また、納品時に表3「オフセット印刷又はデジタル印刷 のP16.品名「トナーカートリッジ」参照)を満たすトナーが使用されていること。 の工程における環境配慮チェックリスト兼証明書」を提 ②電子写真方式(湿式トナーに限る。) 又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性 出させること。なお、(一社)日本印刷産業連合会によ る「グリーンプリンティング認定工場」で印刷した場合 が確認されていること。 (リサイクル適性) には、認定証の写しの提出をもって表3の提出に代え 1. 紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料(古紙リサイクル適性ランクB、C及びDランクの材料)が使 ることができる。 用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法 を記載すること。 2. 印刷物ヘリサイクル適性を表示すること。 (印刷の各工程) 印刷の各工程において、環境配慮のための措置が講じられていること。 【水準2】 ①総合評価値がより高いものであること。 ②古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ③印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ④原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等(DTP、CTP、DDCP方式の採用 等)により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ⑤湿し水からのVOC発生を抑制していること。 ⑥洗浄剤からのVOC発生を抑制していること ⑦インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクル されているこ ⑧印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されているこ ⑨バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、FSC認証若しくはPEFC(SGECを含む。)認証を 受けたもの又は間伐材等パルプであるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない 持続可能な生産がされたものであることが十分に確認されていること。 ⑩製品の包装又は梱包は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されている ⑪(一社)日本印刷産業連合会によるグリーンプリンティング認定制度による認定を受けた工場で印刷され るものであること。

3. 文具•事務用品

環境配慮仕様 備考 【文具類共 【水準1】 ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 通】 ○①~③の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 方針(令和5年12月)」(国基準)P18~P29を参照する こと。 ①次のいずれかの要件を満たすこと。また、アからウについては、主要材料以外の材料に木質が含まれる ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環 場合はイ、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はウ(2)の要件をそれぞれ満たす こと。 境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度 の商品類型のうち、品類型No.112「文具・事務用品 ア. 金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用され Version2」に係る認定基準をいう。 ていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の60%以上使用され ■「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に ていること。 廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートか イ. 金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である ら発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用し こと、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に たものをいう(ただし、原料として同一工程利用される 照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ものは除く。)。 (1) 紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。 (2) 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木 |■「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用され の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただ た後に、廃棄された材料又は製品をいう。 し、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の 再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ■木質又は紙の原料となる原木についての合法性 ②大部分の材料が金属類の場合は、原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう (…【文具類共通】【水準1】①イ、ウ(2))に係る確認を 製品の設計がなされていること。 行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法 性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18 ③消耗部分の交換・補充部品がある製品は、製品や包装、取扱説明書、パンフレットなどに交換・補充部品 年2月15日)」に準拠すること。 があることが表記されていること。ただし、シャープペンシルの替芯など詰替え使用が社会的に認知されて いる製品は除く。 ■ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・ ④製品は、使用後に異種材料間(紙、木、プラスチック、金属、ガラスなど)の分別が可能なものであること。た 流通業者等と契約を締結している原木については、平 だし、安全性などを考慮し、容易に分別できないことが必要な部品は除く。 成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している 者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁 に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品 ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ③材料に木質が含まれる場合にあっては、FSC認証若しくはPEFC(SGECを含む。)認証を受けたもの又は 間伐材等であるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない持続可能な生産がさ ■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO れたものであることが十分に確認されていること。 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、FSC認証若しくは PEFC(SGECを含む。)認証を受けたもの又は間伐材等パルプであるなど、サプライチェーンにおいて生物 ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボ ンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に準拠 多様性の損失を引き起こさない持続可能な生産がされたものであることが十分に確認されていること。 整合して算定したものとする。 ⑤間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること ⑥製品の原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温 暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑦製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう 配慮されていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮さ れていること。 ⑨材料からのホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/㎡h以下又はこれと同等のものであること ⑩主要材料がプラスチック材である製品は、リサイクルし易いように、プラスチックの種類を製品本体に表示 すること。 プラスチックの種類表示はJIS K6899 またはISO 1043-1 の記号を用い、少なくとも質量比率が最も 高い部品のプラスチックの種類を表示すること。 なお、他の法令などにより材質表示が義務付けられる製品にあっては、その表示で替えることができる。 ただし、表示スペースの小さいファイルのとじ具、消耗部分などについては本項目を適用しない。 ⑪製品の包装は省資源・資源循環に配慮し、以下の項目に適合していること。 ア 紙材は、古紙パルプ配合率が70%以上であること。 イ プラスチック材は、再生プラスチックの質量割合が50%以上であること。 ⑫製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチック であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 注)文具類共通以外の文具・事務用品に定める品名については、共通して上記の水準1及び水準2を適用 する。ただし、大部分の材料が金属類に該当しない場合であって、「●印」水準1が定められている品名に ついては、上記の水準1に変えて、各品名の「●印」水準1を適用する。

東京都グリーン購入ガイド (2024年4月1日施行)

2	〔筆記具〕		
プレープス		【水準2】	
デー・ルベン	ンシル	○残芯が可能な限り少ないこと。 	
○【文英泉北地] 19水平は金融と下さらかっ、高が多着でもこと。	ンシル替芯		
(2イングに、主金集、有事物性、及び有害性・集が人性・生殖素性・環境影響を有する化学物質を含んでいないと ないと (2・イング	ボールペン	○【文具類共通】の水準1を満たすこと、かつ、芯が交換できること。	
(マープ田) - (ファブ田) - (ファブロ) -		○インクに、重金属、有害物質、及び有毒性・発がん性・生殖毒性・環境影響を有する化学物質を含んでい	
(アープリ	<i>%</i>	○消耗品が交換又は補充できること。 ○インクに、重金属、有害物質、及び有毒性・発がん性・生殖毒性・環境影響を有する化学物質を含んでい	
「水路」			
 ●「文 果園は画のとおり、ただし、①アの再在プラステック物合は40%、ボストコンシューマ材料からなる再会学えどいる。 ● 書きまには、再生紙を使用すること。 ● 本書では、再生紙を使用すること。 ● 本書では、再生紙を使用すること。 ● 本書では、再生紙を使用すること。 ● スープ系を(フネート層を除くことができる。) については再生プラスチックがブラスチック 電量の40%以上でカランタンス 使用われていること。又はベイヤマスプラスチックであって環境負荷電源効果が確認されたものが使用されて していること。 ● 本語のレンス・ファーフを含むること。また、紙の原料にペーシンパルブが使用される場合にあっては、その原料の序本は、保保に当たって、原本の事業はた同文は地域における条件に関する場合に関われる場合にあっては、その原料の序本は、保保に当たって、原本の事業はた同文は地域における条件に関する場合に関われ、中央の原料の序本は、保保に当たって、原本の生産がは、自立文は関連されたペーシンパルブとは適用しない。 ● 本語パルン指令字70%以上であること。また、紙の原料にペーシンパルブンジンパルブングで含む。機材で、場から多とする端材、林地変材・小色木等の再生質療により製造されたペーシンパルブンには適用しない。 ● 本語パルン指令字70%以上であると、きた、紙の原料により製造されたペーシンパルブには適用しない。 ● 本語パルン配合主と、また、紙の原料により製造されたペーシンパルブとは適用しない。 ● 本語パルン配合主とがでは、一般の企業を対して対象においました。 ● 本語パルンの配合主と、また、他の原料な正常様により製造されたペーシンパルブには適用しない。 ● 本語パルンの配合主とので、個人の生産を対して対象に関すると、はから発生があると、またに、同様のに対象により表しまった。 ● 企場を除く主要材料が近の場合にあっては、紙を開する場合にあっては、その原料の原本は、保険に当たって、原本の生産がよりないまた。 ● 企場を除く主要材料が近め場合にあるでは、手に力がなりにあっては、その原料の原本は、保険に当たって、近れの生産がより、またの原料ではあるとと、またに、同様なに対象にないインジンパルブには、全に対象によって、原本の生産者によって、近れの生産者に関するますに関するますに関するますに対象に対象に対象を関すると、では、自然の原料は、「大学に関するとしたが、関すると、「大学に関するとしたが、「大学に関するとしたが、「大学に関するとしたが、「大学に関するとしたのであると、とまた、「人校はより表に表した・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7.		
プイブラス ●デーグ 基材(でミネート層を除くことができる。)については再生プラスチックがプラスチック重量の408以上 ● まデックロス 性 日本 といること フはバイオマスプラスチックであって競競負荷銭減果が確認されたものが使用されて ● (令和5年12月) [団基準)P21を参照すること。 ************************************		●【文具類共通】のとおり。ただし、①アの再生プラスチック割合は40%、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック割合は20%、①ウ(1)の古紙パルプ配合率は50%と読み替えること。	
プイブラス ●デーグ 基材(でミネート層を除くことができる。)については再生プラスチックがプラスチック重量の408以上 ● まデックロス 性 日本 といること フはバイオマスプラスチックであって競競負荷銭減果が確認されたものが使用されて ● (令和5年12月) [団基準)P21を参照すること。 ************************************	布粘着テー	【水準1】	
 (孫製品) (本第1) ● 古紙ペルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージングルブが使用される場合にあっては、資金額率の原列の原々は、伐森に当たって、原本の生産された国又は地域における森林に関する法へに関して活動が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルブ及び合版・製材工場から発生する増材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルブない合成・製材工場が適切になされたものであること。ただ、現人の中庭された国又は地域における森林に関する法会に服らして手続が適切になられたものであると。ただし、現技材により製造されたバージンパルブないものについては、サークの原料の原々は、伐森に当たって、原本の生産されたが、アジンパルブないを対していないものについては、登工会がで、総会主もな増材、林地残材・小径本等の再生管源により製造されたバージンパルブないを対しましているとした。日本の日本では、近れに対しているとしたが、原子の原料の原々は、伐森に当たって、原本の上陸されたバージンパルブないものについては、自在度が70%程度以下であること。金工量が両面で30g/㎡以下であり、金工されていないものについては、自在度が70%程度以下であること。金工量が両面で30g/㎡以下であり、金工されていないものについては、自在度が70%程度以下であること。金工量が両面で30g/㎡以下であり、金工されていないものについては、自体度以下であること。とだし、原子は地域における森林に関する森林に関する本が、成場によるただし、近されたい。ことにたじ、ボストロを含えたでは、アジンパルブには適用しない。金工度が対していること。ただし、ボストロンスーマメンバルブには適用しない。金工度が対していること。ただし、ボストロンスーマメイトの表ものであり、樹脂ラミネート加工がされていること。「水準2] 「水準2] 「水準3」「水準3」「水準3」「水準3」「水準3」「水準3」「水準3」「水準3」	プ(プラス チッククロス テープを含	●テープ基材(ラミネート層を除くことができる。)については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されて	
● 「水準」」 「水準」 ● 古紙パルブ配合率40%以上であること。また、紙の原料にパージンパルブが使用される場合にあっては、 ・ おいっては一方統が適切になされたものであること。また、紙の原料に関する基本方針(今和5年12月)」(国基準) P25を参照すること。 ・ おいって、原木の生産された国文は地域における森林に関する法へに解わして、 ・ おいっとでは、水準は、 ・ は、	む。)		
 (新製) ● 古紙・ルブ配合率40以上であること。また、紙の原料にバージンパルブが使用される場合にあっては、その原料の原本は、保装に当たって、原本の生産された担切とは地域によりである権格に関する基本に関してよって、原本の生産された担切とは地域によりである権格に関する基本会に関して場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルブには適用しない。 ノート 【水準1】 ● 古紙・ルブ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルブが使用される場合にあっては、その原料の原本は、保経に当たって、原木の生産された担又は地域における森林に関する基本方針が適切になされたものであること。ただし、間依材により製造されたバージンパルブ及び合板・製材工場の企業は、機構物品等の調達の推進に関する基本方手総が適切になされたものであると、ただし、間依材により製造されたバージンパルブ及び合板・製材工場の企業は、地地残材・小径本等の再生資源により製造されたバージンパルブには適用しない。 ● 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、統の原料は古紙・バルブ配合率70%以上であること(発音部分を除く、)また、紙の原料は「大地域におり製造されたバージンパルブルでは、住民に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する基本方針に関立が、であること、ただし、間依材により製造されたパージンパルブには適用しない。 ● 主要材料が不り本の生産された国又は地域における森林に関する場合に思うして手紙が適切になされたものであるとと、ただし、間依材により製造されたパージンパルブには適用しない。 ● 主要材料がアスチックの場合にあっては、再生プラスチックにあっては、ブラスチック重量の20%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、ブラスチック重量の20%以上使用されていること。 【水準2】 【水準2】 【水準2】 ブリンター ブリンター 	〔紙製品〕	<u>I</u>	
●古紙バルブ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンバルブが使用される場合にあっては、 その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして 手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンバルブ及び合板・製材工 場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンバルブには適用しない。 ●塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/㎡以下であり、塗工されていないものについては 自色度が70%程度以下であること。 【水準1】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルブ配合率70%以上であること(粘着部分を除く。)。また、紙の原料にボージンバルブが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間代材により製造されたバージンバルブ及び合板・製材工場から発生する端材、林地 要材・小径木等の再生資源により製造されたバージンバルブ及び合板・製材工場から発生する端材、林地 要材・小径木等の再生資源により製造されたバージンバルブ及び合板・製材工場から発生する端材、林地 要材・小径木等の再生資源により製造されたバージンバルブといる適用しない。 ●主要材料がガラスチックの場合にあっては、東生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 【水準2】 ○料着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。		●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工	針(令和5年12月)」(国基準)P25を参照すること。
●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること(粘着部分を除く。)。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地茂材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、ブラスチック重量の20%以上使用されていること。 【水準2】 「松着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 プリンター	ノート	●古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。●塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/㎡以下であり、塗工されていないものについては	針(令和5年12月)」(国基準)P25を参照すること。
ス	付箋	●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること(粘着部分を除く。)。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。	
	· · · · · · ·	○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされ	

(本の1)	〔ファイル類〕		
正安保		●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。ただし、透明ポケット式ファイルにあっては、主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。	と。 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をい
大下に 大	紙	①【文具類共通】のとおり	
古紙ペルノ耳(含集の外以上であること。	〔その他〕		
「文具現典値 江海部に適用			
アーブ (様 広井合含	澱粉のり) (補充用を含む)	【水準2】 ○内容物が補充できること。	1
● 本属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがようれていること。 (水準1) ● 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが最近にあっては、プラスチック重量の70%以上使用されていることとは「発起的分を除く」。ただし、ボストコンシューマ材料がからな再生プラスチック重量の70%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。 (水準1) ● 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。 (水準1) ● 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、「文具類共通】の水準1を満たすこと。 (水準1) ● 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。 (水準2) ○ 湾転品が交換できること。 【水準1] ● 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。 【水準2] ○ 湾性品が交換できること。 【水準1] ● 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていることに消耗部分を除く。ただし、ボストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがあっては、ブラスチックを含めの80以上使用されていることに消耗部分を除く。ただし、ボストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがあっては、ブラスチックを含めの80以上使用されていることに消耗部分を除く。ただし、ボストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、【プ見類共通】の水準1を満たすこと。 【水準2] ○ インク文は液が補充できること。 【水準1] ● 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、【文具類共通】の水準1を流たすったは、「プラスチック 電の80%以上使用されていること。(技術的全除く。)、それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の「水準1を満たすこと。 【水準2] ○ 市使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 ■ 詳細とは、ISS 603602に規定するステープラっつが針の種類10号を使用するハンディタイプのものを含む。 ***********************************	テープ) (補 充用を含	【水準2】	
●金属体除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていることは、作用では、ボストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチックの場合にあっては、「文具類共通」の水準1を満たすこと。 WE正依、参 (本準1) EEテーブ ●金属体除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること、「本体1) AC (対策部分を除く)、ただ、ボストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること、「本作コンシューマ材料からなる再生プラスチックを動きしまして、こと、「神能力でいること、「本作コンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、「アスチック重量の70%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、「文具類共通」の水準1を満たすこと。 【水準2] 「水準1] 金属な除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること、「水中1」 金属な修文・まだし、ボストコンシューマ材料からなう再生プラスチックを開せること。 【水準2] 「水準1] 金属な除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、「文具類共通」の水準1を満たすこと。 【水準2] 「水準2] 「水準1] 金属な除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、「文具類共通」の水準1を満たすこと。 【水準2] 「水準1] 金属な除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、「文具類共通」の水準1を満たすこと。 【水準2] 「水準1] 金属な除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、「文具類共通」の水準1を満たすこと。 「水準2] 「水準1] 金属な除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、「文具類共通」の水準1を満たすこと。 「水準1] 『本郷に環境物品等の調達の推進に関する基本方と、 「水準2] 「水準2] 「下で、「、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	はさみ		
正テープ ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていることで、それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。 【水準2】 ○海尾部(大き要材料がプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。 【水準1】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていることでは、オストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の70%以上使用されていること、ただし、ボストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。 【水準2】 ○インク又は液が補充できること。 ステープ 「水準1】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること、それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。 「水準2】 ○インク又は液が補充できること。 本子・プ 「水準2】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 ■洗用型以外は、針を用いない方式のものを含む。 「水準2】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 ■汎用型以外は、針を用いない方式のものを含む。 ■汎用型以外は、針を用いない方式のものを含む。 ■汎用型以外は、針を用いない方式のものを含む。 ■汎用型以外は、針を用いない方式のものを含む。	リップ	●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック	
●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、ブラスチック 重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。 【水準1】 ラー(汎用 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていることとを観響を発くままが、またでは、「大学のであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(機構部分を除く。)。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の【水準1】を満たすこと。 【水準2】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 【水準2】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 【水準2】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 「水準2】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。	正テープ	●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。 【水準2】	
 ① 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(機構部分を除く。)。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の【水準1】を満たすこと。 ② 「本準2】 ○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 【水準2】 ○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 【水準2】 ○ 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 	台、朱肉	●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。 【水準2】	
ラー ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。 (汎用型以	ラー(汎用型)	●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(機構部分を除く。)。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の【水準1】を満たすこと。 【水準2】	■汎用型とは、JIS S 6036の2.に規定するステープラ つづり針の種類10号を使用するハンディタイプのもの をいう。

東京都グリーン購入ガイド (2024年4月1日施行)

塗料	【水準1】 ①建築物内装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下(鉄部用は5%以下)の水性塗料であること。 ②建築物外装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、水性塗料又はVOC含有量が30%以下の低VOC塗料(溶剤系)であること。 【水準2】 ①建築物外装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、又は水性塗料であること。 ②構造物用(建築物内装用及び外装用を除く。) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、水性塗料、又はVOC含有量が30%以下の低VOC塗料(溶剤系)であること。	
ダストブロ ワー	【水準1】 フロン類が使用されていないこと。 ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(国基準)P22を参照すること。 ■水準1において使用できる物質は、二酸化炭素、ジ メチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン (HFO1234ze)等。
チョーク	【水準1】 ●再生材料が10%以上使用されていること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)」(国基準)P27を参照すること。
グラウンド 用白線	【水準1】 ●再生材料が70%以上使用されていること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)」(国基準)P27を参照すること。
テープ印字機等用カセット	【水準1】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①【文具類共通】の判断の基準を満たすこと。 ②次の要件を満たすこと。 ②次の要件を満たすこと。 ア. 使用済み製品にテープ部分(リボンを含む。)を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。 イ. 通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能であること。 ウ. 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。 エ. 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率(使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。)が製品全体の重量(インクを除く。)の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)」(国基準)P26を参照すること。
テープ印字 機等用テー プ	【水準1】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①【文具類共通】の判断の基準を満たすこと。 ②テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)」(国基準)P26を参照すること。

4. 衛生用紙

品名	環境配慮仕様	備考
		■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)」(国基準)P15を参照すること。
	【水準2】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	

5. 衣料品		
品名	環境配慮仕様	備考
毛布	【水準1】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ③東生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	原材料として再生利用されるものをいう。 ■「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタ
カーペット	【水準1】 ○タイルカーペットの場合にあっては、基準値1は①及び②の要件を、基準値2は②の要件を満たすこと。 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ○ニードルパンチカーペットの場合にあっては、①又は②の要件を、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあっては①の要件を満たすこと。 ①未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。ア・植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。ア・植物を原料とする合成繊維又はブラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。イ・植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボ ンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に準拠 整合して算定したものとする。
	【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ③製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	

被服•貸与

被服

- 【水準1】 ○次のいずれかの要件を満たすこと
- ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のい ずれかの要件を満たすこと。

ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用され ていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上かつ裏生地を除くポリエス テル繊維重量比で50%以上使用されていること。

- イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていることか つ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
- ②使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品について は、次のいずれかの要件を満たすこと。
- ア. 植物を原料とする生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全 体重量比で25%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシス テムがあること。
- イ. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全 体重量比で25%以上使用されていること
- ウ. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全 体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシス テムがあること。
- ③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【水準2】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②再生PET樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確 認されたもの以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されてい ること。

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(国基準)P136~139を参照す ること。

- ■知事部局の貸与被服については、本項にかかわら ず、総務局通知「被服貸与品のうち総務局長の定める 制式」に定められた仕様に従うこと。公営企業局の貸 与被服については、本項を適用する。
- ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環 境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度 の商品類型のうち、品類型No.103「衣服 Version3」に 係る認定基準をいう。

靴 【水準1】

- ○甲部に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊┃針(令和5年12月)」(国基準)P137~139を参照するこ 維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと
- ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されている こと。ただし、甲材の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂 から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、甲材のポリエステル繊維重量比 で50%以上使用されていること。
- ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されている こと、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上 使用されていること。
- ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量 比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
- ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量 比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製 品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

【水準2】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
- ③甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物 を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮さ れていること。

■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方

作業用手

袋

【水準1】

○次のいずれかの要件を満たすこと。

①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上 使用されていること。

②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。

③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が20%以上であること。

【水準2】

①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除く。)。 ②漂白剤を使用していないこと。

③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(国基準)P153を参照すること。

■「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

■「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

集会用テン【水準1】

○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。

①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上かつポリエステル繊維重量比で50%以上使用されている

②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていることかつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。

④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品 使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

【水準2】

①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(国基準)P154~155を参照す ること。

東京都グリーン購入ガイド (2024年4月1日施行)

3		
ブルーシート	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 【水準2】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	ること。
旗・のぼり・	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上かつポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていることかつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。	と。 ■「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。 ■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減
モップ	【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。 【水準2】 ①製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)」(国基準)P160~161を参照すること。

6. 災害備蓄用品

T L Set- a T	=====================================
【水準1】 ①賞味期限が5年以上であること。 ②制品及び押気用は然に及れ、原材料は、内容量、常味期間、保存力は及び制造者を必割割されている。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(P174~176)を参照すること。
کی۔	■【水準1】の対象とする「災害備蓄用飲料水」及び 「食料」は、災害用に長期保管する目的で調達するも のとする。
①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用する容器、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とする	■個別の業務において使用する目的で購入した物品
【水準1】 ①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されてい	■【水準1】の②の原材料名については、梱包用外箱 には適用しない。
【水淮9】	■更新又は廃棄の際に発生する食品ロスの削減に努めること。食品ロス削減の工夫については、付属資料4を参照のこと。
【水準1】 ①賞味期限が3年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	
【水準2】 ○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。	
【水準1】 ①電気容量が100Wh以上であること。 ②保証期間又は使用推奨期限が5年以上であること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(P182)を参照すること。
【水準2】 ○分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。	
	①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【木準2】 ①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用する容器、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。 【木準1】 ①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【水準2】 ○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 【木準1】 ①賞味期限が3年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【木準1】 ○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 【木準2】 ○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 【木準1】 ①電気容量が100Wh以上であること。 ②保証期間又は使用推奨期限が5年以上であること。 【水準1】 ①電気容量が100Wh以上であること。 【水準1】

7. 什器(オフィス家具) 品名 環境配慮仕様 備考 【水準1】 ■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令 ○次の①から④のいずれかの要件及び⑤の要件を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと若し オフィス家 和5年12月)」(P30~33)を参照すること。(水準2⑭~ 具(椅子、 くは同等のものであること。ただし、①から④について主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、 ①を除く。) イ及びウを、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は④イの要件をそれぞれ満たす 机、棚、収 納用什器 ■環境配慮仕様における表については、「資料編P1 【棚以外】、 ~2」より引用すること。 □大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器であって、表1に示された区分の製品は、次のア、イ及 ローパー ティション、 ┃びウの要件を、それ以外の場合及び大部分の材料が金属類であるディスプレイスタンドにあっては、イ及び |■ 棚板の機能重量の基準は、収納庫及び書架・軽量 ウの要件を満たすこと。 |棚・中量棚の棚板に適用される。 コートハン ガー、傘立 ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。 て、掲示 ■「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されて 【イ. 単一素材分解可能率が90%以上であること。 ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 いる金属類が製品全体重量の95%以上であるものをい 板、黒板、 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ホワイト い、棚・収納用什器に適用される。 ボード、個 ア. 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 室ブース、 |イ. バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用 |■「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に ディスプレ されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートか イスタンド) □③金属を除く主要材料が木質の場合は、次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ ら発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用し たものをいう(ただし、原料として同一工程利用される 及びウの要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 ものは除く。)。 イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続 が適切になされたものであること。 ■「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラス チック重量に占める、バイオマスプラスチックに含まれ ウ. 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域におけ る森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 る植物由来原料分の重量の割合を言う。 エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m²h以下又はこれと同等のものであること。 ■「ホルムアルデヒドの放散速度」については、JIS S 1031:日本工業規格「オフィス用机・テーブル」に適合 ④金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 するもの、JIS S 1032:日本工業規格「オフィス用いす」 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 に適合するもの、JIS S 1039:日本工業規格「書架・物 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木 品棚」に適合するもの、及びJIS S 1033:日本工業規格 の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 「オフィス用収納家具」に適合するものは基準を満た ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林 す。なお、日本農林規格において放散速度が規定さ 地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、 れている木質材料については、F☆☆☆の基準値以 林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 下のものが基準を満たす。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 【水準2】 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボ 等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分につ ンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に準拠 いては、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」とい 整合して算定したものとする。 う。)の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫 がなされていること。 ②使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部 分については適正処理されるシステムがあること。 ④材料に木質が含まれる場合にあっては、FSC認証若しくはPEFC(SGECを含む。)認証を受けたもの又は 間伐材等であるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない持続可能な生産がさ れたものであることが十分に確認されていること。 ⑤製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球 温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ⑥ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮さ れていること。 ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑨鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤(ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエ-テル)を極力含まないこと。

- ⑩ホルムアルデヒドの発散量が少ないこと。
- ⑪トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレンの発散量が可能な限り少ないこ
- ⑫椅子については、容易に部品を交換できること。
- ⑬50g以上の全プラスチック部品には、ISO11469(およびそれと同等の基準)に従って、リサイクルに関する マークが付されていること。
- ⑭材料にアルミニウム又は鋼鉄を含む場合、使用されているアルミニウム又は鋼鉄が再生資源であること。
- ⑮使用されるウレタンフォームについて、製造段階における有害物質の使用低減、製品に残存する有害物 質の削減、製品の長寿命化などがなされていること。
- ⑯織物材料について、エコテックススタンダード100又はそれに準ずる仕様を満たすこと。

8. 画像機器等

8. 画像機		I++: +7.
品名 コピー機、	環境配慮仕様	備考 ■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令
スキャ オー、、デジタ ルコピー が、ファクル 機、ファクシミリく	①ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又はプラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。	和5年12月)」(P34~53を参照すること。 ■国際エネルギースタープログラム及び同適合製品 については、下記国際エネルギースタープログラムの
コピー機、 複合機、デ ジタルコ ピー機	【水準1】 <共通事項> ○次の①~④の要件をそれぞれ満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。	■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和5年12月)」(P34~41)を参照すること。 ■【水準1】<共通事項>②については、本体機器へ
匕一 機	①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球	の影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。 ■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に準拠整合して算定したものとする。
	④使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で適正処理され、単純埋立されないこと。 ⑤少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されている	機器をいう。
	①複合機については、国際エネルギースタープログラム(Ver.3.0)の基準に適合していること。 ②コピー機、デジタルコピー機については、国際エネルギースタープログラム(Ver.2.0)の基準に適合していること。 【水準2】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 特に希少金属類※2 を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。	(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法) の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超 える含有が許容される項目については、附属書Bに準
	②紙の使用量を削減できる機能を有すること。	※2・・・「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種(希土類は17元素を1鉱種として考慮)の金属をいう。
スキャナー	②鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。	■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和5年12月)」(P52~53)を参照すること。 ■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、附属書Bに準ずるものとする。

プリンタ、プ【水準1】 ■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令 リンタ複合 ①国際エネルギースタープログラム(Ver.3.0)の基準に適合していること。 和5年12月)」(P42~48)を参照すること。 ②使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める「1.用紙」に該当する場合は、グリーン購入ガイドに定める 機 「1.用紙」等を使用することが可能であること。 ■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電 ③鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビ 気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の フェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。 付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超え ④少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 る含有が許容される項目については、附属書Bに準ず るものとする。 【水準2】 ■④については、インパクト方式のプリンタ及びプリン 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 タ複合機には適用しない。 ファクシミリ【水準1】 ■詳細は、「環境物品等の調達に関する基本方針(令 ①国際エネルギースタープログラム(Ver.2.0)の基準に適合していること 和5年12月)」(P49~51)を参照すること。 ②鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビ フェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。 ■鉛等の含有率基準値については、IIS C 0950(電 気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の 付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超え る含有が許容される項目については、附属書Bに準ず るものとする。 ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 ★プロジェ 【水準1】 方針(令和5年12月)」(P54~56)を参照すること。 ○①~⑥の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 ①製品本体の重量が資料編備考3に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ②消費電力が備考4に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環 ③待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度 ④光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 の商品類型のうち、品類型No.145「プロジェクタ ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 Version2」に係る認定基準をいう。 イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ■環境配慮仕様における備考については、「資料編P ⑥鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビ |3~4」より引用すること。 フェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易 に確認できること。 ■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電 気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の 付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超え る含有が許容される項目については、附属書Bに準ず るものとする。なお、その他付属品等の扱いについて はJIS C 0950に準ずるものとする。 【水準2】 ①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 ■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO ②光源ランプには可能な限り固体光源が使用されていること。 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ③可能な限り低騒音であること。 ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボ ④製品の原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温 ンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に準拠 暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算した定量的環境情報が開示されていること。 整合して算定したものとする。 ⑤使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部 分については適正処理されるシステムがあること。 ⑥製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫が なされていること。 ⑦筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑧筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑨製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。

⑩製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮さ

①包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

②一定時間使用されなかった場合に自動で電源がオフになる機能を有していること。

れていること。

トナーカー 【水準1】

トリッジ

○次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①次の要件を満たすこと。
- ア. 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。
- イ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く)の50%以上であること。
- ウ. 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く)の95%以上であること。
- エ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。
- オ.トナーの化学安全性が確認されていること。
- カ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。
- キ. 使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める「1.用紙」に該当する場合は、グリーン購入ガイドに定める「1.用紙」等を使用することが可能であること。
- ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【水準2】

- ①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。
- ②各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えているこ レ
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)」(P57~61)を参照すること。

■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.132「トナーカートリッジ」に係る認定基準をいう。

インクカート【水準1】

リッジ

- ○次のいずれかの要件を満たすこと。
- ①次の要件を満たすこと。
- ア. 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。
- イ. 回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(インクを除く。)の25%以上であること。
- ウ. 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量(インクを除く。)の95%以上であること。
- エ. 回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋め立てされないこと。
- オ. インクの化学安全性が確認されていること。
- カ. 使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める「1.用紙」に該当する場合は、グリーン購入ガイドに定める「1.用紙」等を使用することが可能であること。
- ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【水準2】

- ①各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)」(P57~61)を参照すること。

■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.142「インクカートリッジ」に係る認定基準をいう。

9. 電子計算機等

備考 環境配慮仕様 【水準1】 電子計算 ■【水準1】①~⑤についての詳細は、「環境物品等 ○①~⑦の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)」 機 ①サーバー型電子計算機にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 (P62~71)を参照すること。 ア. 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成31年3月29日経済産業省 告示第69号の判断基準(トップランナー基準)の(1)に掲げる表に示された区分ごとの基準エネルギー消費 ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環 境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度 効率を下回らないこと。 イ. 国際エネルギースタープログラム(平成26年7月施行Ver.7.0)の基準に適合していること。 の商品類型のうち、品類型No.119「パーソナルコン ②クライアント型電子計算機にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ピュータ Version3」に係る認定基準をいう。 ア. 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成31年3月29日経済産業省 告示第69号の判断基準(トップランナー基準)の(2)に掲げる表に示された区分ごとの基準エネルギー消費 ┃■平成31年3月29日経済産業省告示第69号「平成 効率を上回らないこと。 22年3月31日経済産業省告示第74号」については、 イ. 国際エネルギースタープログラム(平成26年7月施行Ver.8.0)の基準に適合していること。 次のURLを参照。 ③特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_ 合物、PBB、PBDE)は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で new/saving/enterprise/equipment/pdf/06_keisanki.pd 容易に確認できること。 ④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化※がなされていること。 ■PCグリーンラベル認定については、下記ホーム ページアドレスを参照すること。 ⑤筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック 又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ⑥PCグリーンラベル認定対象機器の場合は、PCグリーンラベルの認定を受けていること。 ■マークの概要、基準、マーク表示商品のリスト(一般 ⑦上記ラベルの表示がカタログ、梱包箱、ホームページ等で確認できること。 社団法人パソコン3R推進協会) ⇒ https://www.pc3r.jp/greenlabel/index.html 【水準2】 ■実施要領等(一般社団法人パソコン3R推進協会) ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しく は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 https://www.pc3r.jp/greenlabel/point.html ②一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池(バッテリ)の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ■PCグリーンラベル適合製品(一般社団法人パソコン ④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであっ |3R推進協会)⇒ て環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使用されていること。 https://www.pc3r.jp/greenlabel/ecoproduct.html ⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用 されていること。 ■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品 ⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。 のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてト レードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・ ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮さ 評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減 れていること。 ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 効果が確認されたものをいう。 ⑨製品の素材表示がなされていること。 ⑩使用を終えた製品の回収・再使用・再利用・適切な廃棄のためのシステムがあること。 ※・・・・搭載機器・機能の簡素化とは、次のことをいう。 ○内蔵モデム、無線LAN、CD/DVD、BD ドライブ等は 非搭載(カスタマイズ可能)であること。 ○USB インターフェースが2 つ以上あること。 ○赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポー ト、PC カード、S-ビデオ端子等は装備されていないこ

磁気ディス【水準1】

ク装置

購入の年度においてエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく平成22年3月31日経済産業省告示第75号の判断基準(トップランナー基準)に示す数値(W/GB)を上回らないものであること。

【水準2】

- ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
- ⑤鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。
- ⑥製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチック であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

■詳細については、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和5年12月)」(P72~73)を参照すること。

■平成22年3月31日経済産業省告示第75号については、次のURLを参照。

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/pdf/07_jikidisc.pdf

■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページ(URL:

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/)で確認可能

■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能

(省エネルギーセンターホームページ⇒ https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html参照)

■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

★ディスプ 【水準1】

①コンピュータモニタにあっては、資料編備考3の算定式により算定した年間消費電力量が備考4アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。

②サイネージディスプレイにあっては、次の要件を満たすこと

ア.備考6アの算定式に示したオンモード消費電力の要件を満たすこと。

- イ. スリープモード消費電力が備考7の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下であること。 ③オフモード消費電力が0.5W以下であること。
- ④動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。
- ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

【水準2】

- ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■詳細については、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和5年12月)」(P74~77)を参照すること。

■環境配慮仕様における備考については、「資料編P 4~7」より引用すること。

10. オフィス機器等

品名	イス機器等 Total Report Apple App	備考
シュレッ	環境配慮仕様 【水準1】	
ダー	○①~③の要件をすべて満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 ① 待機時消費電力が、1.5W以下であること。 ② 低電力モード又はオフモードへの移行時間は、出荷時に10分以内にセットされていること。 ③ 鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと 【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算にして算定した定量的環境情報が開示されていること。 ② 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ③ 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤ 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。	方針」(令和5年12月)」(P79~80)を参照すること。 ■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、附属書Bに準ずるものとする。 ■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及びISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に準拠整合して算定したものとする。 ※水準1③については、令和6年年度は経過措置とし、従前の取扱いも可能とする。
★デジタル印機	【水準1】 ○①~③の要件をすべて満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ②鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ボリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。 ③使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める物品に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【水準2】 ①インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③分解が容易である等部品の再使用取は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。大変は、アラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。とびに書かれている。以下同じ。)及びオートシャットナンマード(一定時間操作が行われなかった後に自動力で機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。)への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)」(国基準)P81~83を参照すること。 ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.133「デジタル印刷機Version1」に係る認定基準をいう。 ■環境配慮仕様における表については、「資料編P7~8」より引用すること。
掛時計 	【水準1】 ○次の①~③のいずれかの要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと。 ①太陽電池及び小形充電式電池(二次電池)を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 ②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。 ③一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。 【水準2】 ①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)」(国基準)P84を参照すること。 ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.134「時計 Version1」に係る認定基準をいう。
電子卓上 計算機	【水準1】 ①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ③鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。 【水準2】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(国基準)P85を参照すること。

東京都グリーン購入ガイド (2024年4月1日施行)

池又は小 形充電式 電池	【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②小形充電式電池(二次電池)であること。 【水準2】 ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(P86~87)を参照すること。 ■環境配慮仕様における表については、「資料編P8 ~9」より引用すること。
ボタン電池	【水準1】 なし 【水準2】 水銀を使用していないこと。	

11 移動電話等

11. 移動	电 計等	
品名	環境配慮仕様	備考
★携帯電	【水準1】	■詳細については、「環境物品等の調達に関する基
話、PHS、ス	①携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。	本方針(令和5年12月)」(P88~91)を参照すること。
マートフォ	ア. 搭載機器・機能の簡素化※がなされていること。	
ン	イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされ	■環境配慮仕様における表については、「資料編P9
	ていること。	~10」より引用すること。
	②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、	
	表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、	■水準1⑤の「製品製造終了後6年以上保有」の考え
	その内容がウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。	方については、「資料編P9」を参照すること。
	③使用済移動電話の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルの	
	システムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウエブサイトをはじ	■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品
	め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。	のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてト
	④回収した移動電話部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は	レードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・
	販売事業者において適正処理されるシステムがあること。	評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減
	⑤バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、	効果が確認されたものをいう。
	及び更新するための部品を保管するシステムがあること(製品製造終了後6年以上保有)。	
	⑥鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビ	※…「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話
	フェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報	及びメール機能等に限定することとする。
	がウエブサイト等で容易に確認できること。	
	⑦製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバ	
	イオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。	
	また、当該情報がウエブサイト等で容易に確認できること。	
	【水準2】	
	①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。	
	②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組	
	がなされていること。	
	③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシス	
	テムがあること。	
	④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。	
	⑤筐体又は部品(充電器を含む。)にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマス	
	プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。	
	⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮さ	
	れていること。	
	⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	
	⑧製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチック	
	であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。	
		l .

12. 照明·家電製品等

品名 環境配慮仕様 備考 照明器具 照明器具はLED照明器具を原則とする。 ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(国基準)P119~122を参照する 【水準1】

①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合には、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が下記の表に示された基準を満たすこと。

光源色	固有エネルギー消費効率	
昼光色		
昼白色	1201m/W以上	
白色		
温白色	851m/W以上	
電球色	091Ⅲ/ ₩ 从 上.	

イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均 演色評価数Raが70以上であること。

②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が次に示された基準を満たすこと。

业酒	固有エネルギー消費効率	
光源色	投光器	防犯灯
昼光色		1
昼白色	1051m/W以上	801m/W以上
白色		
温白色	901m/W以上	対象外
電球色	901Ⅲ/ ₩ 丛 工.	刈るグト

- イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。
- ③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。
- ④特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化 合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。また、当 該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

【水準2】

①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合には、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が下記の表に示された基準を満たすこと。

光源色	固有エネルギー消費効率	
昼光色		
<u>屋</u> 白色	1441m/W以上	
白色		
温白色	1021m/W以上	
電球色	1021㎜/ ₩ 赵 上.	

- ②分割制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
- ③製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球 温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ④ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- ⑤分解が容易である等材料再利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ⑥使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮され ていること。
- ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■表について

- ・「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色 及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に 準ずるものとする。
- ・昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の 光を発するものは、本項の「LED照明器具」に含まれ ないものとする。
- ・ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下 であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のもの については、固有エネルギー消費効率の基準を95 lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固 有エネルギー消費効率の基準を80lm/W以上とする。

・高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白 色のものについては、固有エネルギー消費効率の基 準を130lm/W以上とする。

■誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告 示第2号)に定める誘導灯は、LED照明器具には含ま れないものとする。

■表について

・ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下 であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のもの については、固有エネルギー消費効率の基準を114 lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固 有エネルギー消費効率の基準を96lm/W以上とする。 ・高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白 色のものについては、固有エネルギー消費効率の基 準を156lm/W以上とする。

■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボ ンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に準拠 整合して算定したものとする。

LEDを光

源とした内

照式表示 灯

【水準1】 ①定格寿命は30,000時間以上であること。

②特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

【水準2】

①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球 温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。

- ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- ③分解が容易である等材料再利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ⑤プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(国基準)P119~122を参照する こと。

■誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)に定める誘導灯又は建築基準法施工令(昭和25年政令第338号)第126の5に定める非常用の照明装置は、内照式表示灯には含まれないものとする。

■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に準拠整合して算定したものとする。

★電球形 LEDランプ

【水準1】

次のいずれかの要件を満たす又はエコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

- ①口金の種類がE26又、E17又はGX53の場合は、表1に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。 ②上記①以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。
- ③演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。
- ④定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。

【水準2】

①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算した定量的環境情報が開示されていること。 ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。

③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(P123~124)のうち判断の基準 ①を参照すること。

■環境配慮仕様における表については、「資料編P11~12」より引用すること。

■代替不可能な場合を除き、白熱球は購入しないこと。

■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に準拠整合して算定したものとする。

家庭用エア【水準1】

コン

①家庭用エアコンディショナーにあっては、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成21年6月 22日経済産業省告示第213号の判断基準(トップランナー基準)に示す、目標年度2027年度以降の各年度 のものの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。

業務用エア コン

エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した 数値を下回らないこと。

②業務用エアコンディショナーにあっては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に 基づく平成21年6月22日経済産業省告示第213号の判断基準(トップランナー基準)に示す基準エネル ギー消費効率を下回らないこと。

③冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が750以下であること。

④鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビ フェニル及びポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報 がウェブサイト等で容易に確認できること※。

【水準2】

①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。

②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のた めの設計上の工夫がなされていること。

③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充塡量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮 し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。

④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮さ れていること。

⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

⑦製品の素材表示がなされていること。

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(P102~105)を参照すること。

■環境配慮仕様における表については、「資料編P12 ~15」より引用すること。

■冷房能力が28kWを超えるもの、ウィンド形・ウォー ル形・冷房専用のものは対象外。(ただし、マルチタイ プ【1つの室外機に2つ以上の室内機を接続するもの】 は、50.4kWまでが対象となる。)

|■「平成21年6月22日経済産業省告示第213号」につ いては、次のURLを参照

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and _new/saving/enterprise/equipment/toprunner/02_airc on.html)

■省エネルギー性能については、省エネラベリング制 度において省エネ基準達成率により判別可能。 (省エネルギーセンターHPホームページ

https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html参照)

■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電 気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の 付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超え る含有が許容される項目については、附属書Bに準ず るものとする。なお、その他付属品等の扱いについて はJIS C 0950に準ずるものとする。

ガスヒートポ【水準1】

房機

- ンプ式冷暖┃①下表に示された区分ごとに期間成績係数(APFɒ)及び窒素酸化物排出濃度(12 モード)の項目を満たすこ┃方針(令和5年12月)↓(P106)を参照すること。
 - ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

区分	期間成績係数 (APFp)	窒素酸化物排出濃度 (12モード)
冷房能力が28kW 未満	1.12 以上	100ppm 以下
冷房能力が28kW 以上 35.5kW 未満	1.27 以上	100ppm 以下
冷房能力が35.5kW 以上 45kW 未満	1.46 以上	100ppm 以下
冷房能力が45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上	90ppm 以下
冷房能力が56kW 以上	1.70 以上	90ppm 以下

【水準2】

- ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮さ れていること。
- ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本

- ■表中の窒素酸化物排出濃度の測定方法は、JIS B 8627 に定める窒素酸化物濃度試験方法による。
- ■窒素酸化物排出濃度の数値は、酸素濃度0%換算 値とする。
- ■「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀 及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価ク ロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジ フェニルエーテルをいう。
- ■特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法) の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記 号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準 値とし、基準値を超える含有が許容される項目につい ては、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、 その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ず るものとする。

★冷蔵庫

【水準1】

冷凍冷蔵 庫)

(電気冷蔵 |①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫(ショーケースを除く)については、表に示された区分ごとの算定式を用 庫、電気冷しいて算出した基準エネルギー消費効率に100/105を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 凍庫、電気 ②電気冷凍庫(ショーケースを除く)については表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネ ルギー消費効率に100/110を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。

③ショーケースについては、購入の年度においてエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく平 成29年2月24日経済産業省告示第30号の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/ 年)を上回らないものであること。

④冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。

⑤鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビ フェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報が ウェブ等で容易に確認できること(電気冷凍庫及びショーケースを除く。)。

【水準2】

- ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用の ための設計上の工夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されてい ること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ⑥製品の素材表示がなされていること。
- ⑦業務の用に供するために製造されたもの(ショーケースを除く)については、冷媒に地球温暖化係数が可 能な限り小さい物質が使用されていること。

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 |方針(令和5年12月)」(P92~94)を参照すること。

■環境配慮仕様における表については、「資料編P16 ~17」より引用すること。

■以下のいずれかに該当するものは本項の水準1の 対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に 含まれないものとする。

①業務の用に供するために製造されたもの(ショー ケースを除く)

②熱源素子を使用するもの

③吸収式のもの

④ワイン貯蔵が主な用途であるもの

また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本 項の水準1の対象とする「電気冷凍庫」には含まれな いものとする。

■水準1①及び②の達成有無エネルギー消費効率 は、省エネ型製品情報サイト(URL:

https://seihinjyoho.go.jp/)で確認可能(省エネ基準 達成率が100%以上であれば達成)。

■水準1③の達成有無は、省エネラベリング制度にお いて省エネ基準達成率(100%以上)により判別可能 (省エネルギーセンターホームページ⇒

https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html参照)

■鉛等の含有率基準値については、IIS C 0950(電 気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の 付属書A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有 が許容される項目については、附属書Bに準ずるもの とする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

★テレビ

【水準1】

- |○①~③の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。
- ①液晶パネルを有するテレビジョン受信機(以下「液晶テレビ」という。)にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。
- ア. 2K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に133/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。
- イ. 2K以上4K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率の数値。
- ウ. 4K以上の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に141/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。
- ②有機ELパネルを有するテレビジョン受信機にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に118/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を上回らないこと。
- ③リモコンの待機時の消費電力が0.5W以下であること。
- ④鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有基準率を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブ等で容易に確認できること。

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(P95~97)を参照すること。

- ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.152「テレビ Version1」に係る認定基準をいう。
- ■環境配慮仕様における表については、「資料編P18~19」より引用すること。
- ■基準エネルギー消費効率については、省エネ型製品情報サイト(URL: https://seihinjyoho.go.jp/)で確認可能

【水準2】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球 温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算した定量的環境情報が開示されていること。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮さ れていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ⑥製品の素材表示がなされていること。
- ⑦待機時消費電力が少ないもの。

■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に準拠整合して算定したものとする。

ビデオ、 DVDレコー

【水準1】

○以下の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成11年3月31日経済産業省告示 第196号(ビデオレコーダーの場合)又は平成19年11月26日経済産業省告示290号(地デジ対応DVDレ コーダーの場合)の判断基準(トップランナー基準)に示す値を上回らないものであること。

【水準2】

- ①製品の素材表示がなされていること。
- ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。
- ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテ)を極力含まないこ レ
- ④再生プラスチック材が多く使われていること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.149「BD/DVDレコーダー・プレイヤー Version1」に係る認定基準をいう。
- ■トップランナー制度については、資源エネルギー庁 ホームページ(URL:

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/)で確認可能

■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能

(省エネルギーセンターホームページ→ https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.htmlを参照)

★電気便

【水準1】

エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。

【水準2】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②製品の素材表示がなされていること。
- ③部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。
- ④鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと
- ⑤再生プラスチック材が多く使われていること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(P98~99)を参照すること。
- ■環境配慮仕様における表については、「資料編P19~20」より引用すること。
- ■統一省エネラベルの星の数については省エネ型製品情報サイト(URL:https://seihinjyoho.go.jp/)で確認可能。
- ■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に準拠整合して算定したものとする。

24/42

ジャー炊飯 【水準1】 器 購入の年

購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済産業省告示 第62号の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らないものであること。

【水準2】

- ①製品の素材表示がなされていること。
- ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。
- ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこ

④再生プラスチック材が多く使われていること。

⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■「平成18年3月29日経済産業省告示第62号」については、次のURLを参照。

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/pdf/19_suihanki.pdf)

■トップランナー制度については、資源エネルギー庁 ホームページ(URL:

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/)で確認可能

■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度における省エネ基準達成率(100%超)により判別可能

---(省エネルギーセンターホームページ⇒

https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html参照)

電子レンジ【水準1】

①購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済産業省告 示第63号の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らないものであること。 ②待機時消費電力が0.05W未満であること。

③鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブ等で容易に確認できること。

【水準2】

- ①製品の素材表示がなされていること。
- ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。
- ③再生プラスチック材が多く使われていること。

④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■詳細については、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和5年12月)」(P100~101)を参照すること。

■「平成18年3月29日経済産業省告示第63号」については、次のURLを参照。

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/pdf/20_microwave_ndf)

■トップランナー制度については、資源エネルギー庁 ホームページ(URL:

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/)で確認可能

■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度における省エネ基準達成率(100%超)により判別可能

(省エネルギーセンターホームページ⇒ https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html参照)

■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

ストーブ 【水準1

購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済産業省告示 第55号の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率(%)を下回らないものであること。

【水準2】

- ①製品の素材表示がなされていること。
- ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。
- ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこ と
- ④再生プラスチック材が多く使われていること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ■詳細については、「環境物品等の調達に関する基本方針(令和5年12月)」(P107~108)を参照するこ
- ■「平成18年3月29日経済産業省告示第55号」については、次のURLを参照。

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and _new/saving/enterprise/equipment/pdf/12_stove.pdf)

■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページ(URL:

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/)で確認可能

■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度における省エネ基準達成率(100%超)により判別可能

nc (省エネルギーセンターホームページ⇒

https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html参照)

ガス調理機【水準1】

①こんろ部にあっては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省 平成18年3月告示第56号の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率(%)を下回らないものであること。 ②グリル部及びオーブン部にあっては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基 づく経済産業省平成18年3月告示第56号の判断基準(トップランナー基準)に示すガス消費量(Wh)を上回 らないものであること。

【水準2】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球 温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ①製品の素材表示がなされていること。
- ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。
- ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこ
- ④再生プラスチック材が多く使われていること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されてい ること。

- ■詳細については、「環境物品等の調達に関する基 本方針(令和5年12月)」(P116~118)を参照すること
- ■「平成18年3月告示第56号」については、次のURL を参照。

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and _new/saving/enterprise/equipment/pdf/13_gaschori.p

■トップランナー制度については、資源エネルギー庁 ホームページ(URL:

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_ new/saving/enterprise/equipment/)で確認可能

- ■省エネルギー性能については、省エネラベリング制 度における省エネ基準達成率(100%超)により判別 可能(省エネルギーセンターホームページ⇒ https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html参照)
- ■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044) 及び経済産業省・環境省作成の「カーボ ンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に準拠 整合して算定したものとする。

給湯(茶) 器、温水器

【水準1】

①ヒートポンプ式電気給湯器(下記表に示された加熱能力に対応した年間加熱効率を下回らないものに限 る。)、ガス潜熱回収型給湯器又は石油潜熱回収型給湯器(それぞれエネルギー消費効率が90以上のもの に限る。) であること。

加熱能力	年間加熱効率
20kW以下	4.0
20kW以上	3.5

ただし、施設設備上の理由等により物理的に設置が困難な場合は、次のア又はイの基準を満たすこと。

ア ガス温水器又は石油温水器の場合は、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律 に基づく平成18年3月29日経済産業省告示第57号(ガス温水器の場合)又は平成18年3月29日経済産業 省告示第58号(石油温水器の場合)の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率又は算定した数値を下 回らないものであること

- イ 電気給湯器の場合は、通電制御型電気温水器であること。
- ウ 電気ヒートポンプ・ガス瞬間併用型給湯器(以下「ハイブリッド給湯器」という)の場合は、年間給湯効率 が108%以上であること
- ②ヒートポンプ式電気給湯器の場合、冷媒にフロン類が使用されていないこと。

【水準2】

- ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
- ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球 温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が示されていること。
- ③製品の素材表示がなされていること。
- ④部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。
- ⑤鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB類 、PBDE類ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテル を極力含まないこと。
- ⑥再生プラスチック材が多く使われていること。
- ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されてい ること。

■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方 針(令和5年12月)」(P109~115)を参照すること。

■「平成18年3月29日経済産業省告示第57号及び第 58号」については、次のURLを参照。 ※1…ガス温水器:

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_ new/saving/enterprise/equipment/pdf/14_gasonsui.pd

※2…石油温水器:

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_ new/saving/enterprise/equipment/pdf/15_sekiyuonsui

■トップランナー制度については、資源エネルギー庁 ホームページ(URL:

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_ new/saving/enterprise/equipment/)で確認可能

■省エネルギー性能については、省エネラベリング制 度における省エネ基準達成率(100%超)により判別可

(省エネルギーセンターホームページ⇒ https://www.eccj.or.jp/labeling/01_05.html参照)

- ■冷水器、ウォータークーラーなどの水を冷やして給 水する機器については、水準1②及び水準2を準用す ること。
- ■定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)及び経済産業省・環境省作成の「カーボ ンフットプリント ガイドライン(令和5年5月)」等に準拠 整合して算定したものとする。

13. 自動販売機

環境配慮仕様 備考 品名 ★飲料自 【水準1】 ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 動販売機 ①缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、次の要件を満たすこと。 方針(令和5年12月)」(P254~257)を参照すること。 ア. エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。 イ. エネルギー消費効率達成率が120%以上であること ■環境配慮仕様における表については、「資料編P20 ②紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあっては、表1に示された区分ごとの算定式を ~22」より引用すること。 用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電 ④自動販売機本体は表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮 気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の 設計の実施状況については、その内容がウエブサイト等により公表され、容易に確認できること。 |付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超え ⑤自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。 る含有が許容される項目については、附属書Bに準ず るものとする。なお、その他付属品等の扱いについて ⑥自動販売機本体に使用されている鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合 物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこ はJIS C 0950に準ずるものとする。 と。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑦屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合 |■地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7 を除き、照明が常時消灯されていること。 項の規定に基づく使用許可の際には要請事項とす ⑧自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実 施すること。 ⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理される システムがあること。 【水準2】 ①自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒(種類、地球温暖 化係数及び封入量)が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウエブサイトにおいて公表さ れていること。 ②屋外に設置される場合にあっては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 ③カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であること。 ④真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ⑤自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって非ガソリン車等又は低燃費・低公害 車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られているこ ⑥飲料容器の回収に当たってプラスチック製ごみ袋を使用する場合は、ごみ袋等のプラスチック製ごみ袋 に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮さ れていること。 ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑨回収した飲料容器のうちペットボトルは、中間処理後のものがボトルtoボトル(使用済みペットボトルを原料 に新たなペットボトルを製造することをいう。)をできるリサイクル事業者に引き渡されるようにすること。

14. ごみ袋等

品名	環境配慮仕様	備考
プラスチッ ク製ごみ袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。 ア. バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。 イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ウ. 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。 エ. プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)」(P266~267)を参照すること。 ■「プラスチック製ごみ袋」は、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等には適用しない。

15. 自動車

出 3. 日 剿 . 品名	環境配慮仕様	備考
自動車(乗用車)	【水準1】 ①燃料電池自動車、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。業務上必要な仕様を満たすものがない等やむを得ない場合は、ハイブリッド自動車であること。 ②エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が150以下であること。	■特定低公害・低燃費車の該当要件については、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条第1号に規定する特定低公害・低燃費車及び同条第2号に規定する知事が別に定める乗用車に関する要綱」(令和4年3月告示)の別表を参照すること。https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html ■各局等において、令和8年度末までに、その事業の用に供する自動車の台数に対する特定低公害・低燃費車の台数の割合を都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第17条第3項で定める割合(30%)以上とすること。乗用車(特種車両含む・軽乗用車除く)においては水準1に示す非ガソリン車の中でも、特定低公害・低燃費車の要件に該当する自動車を20%以上とすること。
自動車	【水準1】	■九都県市指定低公害車一覧 http://www.9taiki.jp/lowpollution/list/index.html
(その他自	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条に規定する低公害・低燃費車(以下、特定低公害・低燃費車という。)であること。業務上必要な仕様を満たすものがない等やむを得ない場合は、九都県市指定低公害車であること。 ②エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が150以下であること。 【水準2】 ①燃料電池自動車、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。業務上必要な仕様を満たすものがない等やむを得ない場合は、ハイブリッド自動車であること。	■災害など非常時における給電にZEVを活用するため、ZEV庁有車配備事業所(※)に外部給電器を原則1器以上配備する。 (※)緊急自動車や緊急通行車両など、災害時等に移動状態にあり給電を行うことが不可能なZEV庁有車のみの事業所は除く。 事業所の単位は、庁有車の運用を実質的に一元管理している部署の単位とする。 (注) ZEV…燃料電池自動車、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車
		(※) その他自動車…貨物自動車、乗合自動車、特種 自動車、軽自動車、乗用車で緊急車両、悪路で使用 する車両など
		※水準1②については、令和9年3月31日まで経過措置とし、従前の取扱いも可能とする。
二輪車(原 付)	【水準1】 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない電動車両であること。 なお、業務上必要な仕様を満たすものがない等やむを得ない場合はこの限りではない。	

16.自動車タイヤ

品名	環境配慮仕様	備考
	【水準1】 ・更生可能な構造であること(第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。ただし、更生に適さない構造である場合は、製品の長寿命化に配慮されていること。 【水準2】 ・走行時の静粛性の確保に配慮されていること。	■「更生タイヤ」とは、日本産業規格D4202に規定するタイヤの種類のうち「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又はD6401に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とし、K6329(更生タイヤ)に適合する更生タイヤも【水準1】を満たすものとする。ただし、都バス及び緊急用車両等については、安全性に支障がなく、各局車両担当部課が設定する仕様等に適合したものに限る。
イヤ(スタッ ドレスタイ ヤ、オール	【水準1】 ①転がり抵抗係数が7.7以下であること。(※) ②スパイクタイヤでないこと。 【水準2】 ①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(国基準)(令和5年12月)P132を参照すること。 ■「転がり抵抗係数」の試験方法は、、JIS D 4234による。 ■(※)については、EU規則「Wet Grip グレーディング試験法」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。

17. ライフライン

<u>17. ライ</u> ン 品名		備考
電気 (低用) (低用) (水子)	「水準1] 小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等に関し、次に掲げる式で計算したものが、 0.436(※1)未満であること。 A×(1-a)×(1-β)×(1-γ)(※2) < 0.436 A 2022年度の調整後二酸化炭素排出係数	■【水準1】及び【水準2】の各社の計算結果(グリーン電力証書の確保率yを0にした場合)については次のURLを参照(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/green_electricity.html) ■東京都環境確保条例第9条の5に基づくエネルギー状況報告書については、次のURLを参照(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/supplier/publications.html) ■【水準2】を仕様書に記載するにあたっては、「受託者の要件」として指定すること。 ※1 基準排出係数の算出については令和5年度公表のエネルギー状況報告書に基づく全電源平均の二酸化炭素排出係数(2022年度実績0.436)を元に設定した。 ※2 A、α及びβについてはエネルギー状況報告書の2022年度の数値を用いること。2022年度に都内への電力供完実績がい都内新規供給事業者については、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第4項に基づく電気事業者ごとの基礎排出係数(kg-CO2/kWh換算値。環境省発表。)で代替できるものとする。 ※3 電気事業者からの届出書(グリーン電力証書のシリアルナンバーと一般財団法人 日本品質保証機構のホームページ等との照合確認)の数値を用いること。 ※4 当条件における「グリーン電力証書の確保」とは、事業者自身が購入等によりグリーン電力証書のを組まとは、事業者自身が購入等によりがリーン電力証書を確保した事実を届けることを指し(最終所有者としてのシリアルナンバーを確認)、東京都への譲渡は要しない。なお、契約が成立した場合、その際に届け出たグリーン電力証書は事後の契約の際は使用できないものとする。 ※5 再エネ由来の電気(FIT電気含む)であって、非化石証書等による環境価値を有するものとする。
電気 (高圧施設 用及び特別高圧施 設用) 【役務】	【水準1】 供給電力量の40%以上を再生可能エネルギー電力にすること(※)。 【水準2】 供給電力量の100%を再生可能エネルギー電力にすること(※)。	■ただし、施設の電力需要が昼夜問わず高水準など、東京電力以外の小売電気事業者では供給困難な場合は、この限りではない。同様の施設については、高圧施設及び特別高圧施設でも低圧施設の基準の適用を可能とする。 ■【水準1】及び【水準2】を仕様書に記載するにあたっては、「受託者の要件」として指定すること。 ※ 再エネ由来の電気(FIT電気含む)であって、非化石証書等による環境価値を有するものとする。

18. 燃料

品名	環境配慮仕様	備考
ガソリン	【水準1】	
	なし and a second a second and a	
	【水準2】 成分の一部に適切な原料を使用したバイオガソリンであること。	

19. 自動車による運搬及び輸送

]車による運搬及び輸送	
	備考
▼①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という。)第37条のディーゼル車	■本事項は、荷物の運搬契約、人員の輸送契約(自動車の借上げ、雇上げ契約)を対象とする。
②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下「自動車NOx・PM法」という。)の対策地域内で登録可能な自動車であること。	■運搬契約等で、自動車の使用を仕様書で規定しない場合は、「自動車を使用する場合は」を補記すること。
①非ガソリン車又は環境確保条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。 ②エコドライブ等の取組により燃費削減に努め、東京都貨物輸送評価制度要綱に定める評価書の交付を	■自動車NOx・PM法による登録の可否については、 車検証備考欄を参照すること。
	■詳細は、「契約時における「環境により良い自動車 利用」の手引き」を参照すること。
	■「低公害・低燃費車」とは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱」に定める自動車に該当するものである。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/use.files/34_kizyun_20220302_2.pdf
「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成29年3月16日付改正28環改車第790号)」に規定する 評価基準Aランク以上の車両を供給すること。	■「低公害・低燃費車」とは、「都民の健康と安全を確
【水準2】 非ガソリン車又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第34条第1項に規定する低公害・低燃 費車を使用すること。	保する環境に関する条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱」に定める自動車に該当するものである。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/use.files/34_kizyun_20220302_2.pdf
	環境配慮仕様 (【水準1】 (①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という。)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。 (②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下「自動車NOx・PM法」という。)の対策地域内で登録可能な自動車であること。 (水準2】 (①非ガソリン車又は環境確保条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。 (②エードライブ等の取組により燃費削減に努め、東京都貨物輸送評価制度要綱に定める評価書の交付を受けた事業者であること。 (③冷凍車及び冷蔵車による運搬の場合、冷凍及び冷蔵部分の冷媒にオゾン層を破壊する物質が未使用であり、可能な限り地球温暖化係数が小さい物質が使用されていること。 (※準1】 「観光パスの環境性能表示に関するガイドライン(平成29年3月16日付改正28環改車第790号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。 「本準2】 「都光パスの環境性能表示に関するガイドライン(平成29年3月16日付改正28環改車第790号)」に規定する振力に関連を使用すること。 「本準2】 「本2」 「水準2】 「おりソン車又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。

20. 食堂

20. 食室 品名	環境配慮仕様	備考
		畑ラ ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本
店【役務】	①廃棄物の発生抑制のため、繰り返し利用できる食器を使用する取組がなされていること。 ②生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ③食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただ	方針(令和5年12月)」(国基準)P223~224を参照すること。
	し、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。 ④食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定・削減目標の設定が 行われていること。	■庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店を対象とする。
	⑤食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種については、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。 ⑥食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目	■新規契約や更新の際に適用する。ただし、複数年 度にわたる契約等を前提とした更新時は適用しない。
	標年に目標値を達成する計画を策定すること。 ⑦提供する飲食物の量を調整可能とすること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。 ⑧食堂内の掲示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等が	■「ワンウェイのプラスチック製の容器等」とは、一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもので、飲料用ペットボトル、カップ、
	行われていること。 ③食堂の運用に伴うエネルギー使用量(電力、ガス等)、水使用量を把握し、省エネルギー・節水のための 措置を講じていること。	カップの蓋、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容 器等をいう。
	⑩個人一人ひとりのもったいない意識を醸成し、持続可能な社会の実現に向けた取組を推進するため、東京都による、もったいない意識の普及啓発に協力すること。 ⑪業務上必要となる容器包装及び梱包資材等には、使い捨てプラスチック製品を可能な限り、使用しない	■「利用者の飲食に支障を来す場合」とは、高齢者、 乳幼児、身体上の障害を持つ方等の飲食に支障をき たす場合などをいう。
	よう、努めること。 【水準2】 ①生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。	■「代替する手段がない場合」とは、極端に代替素材 の流通が限られている場合等の非合理的な場合など をいう。
	②生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。 ③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。 ④食堂で使用する農産物や加工品は、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物及びそれを原料として使用した加工品の利用の推進に資するものであること。 ⑤食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。	■水準1の⑤について 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事 業者に該当しない場合、食品廃棄物等の単位当たり の発生量が目標値以下であること又は当該目標値を 達成するための自主的な計画を策定していること
	⑥修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。 ⑦食器は、可能な限り修繕又は再生利用されること。 ⑧再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。 ⑨食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ⑩店舗単位で食品廃棄物の再生利用等実施目標を定めていること。	■「再生利用等実施率目標」とは、「食品リサイクル事業者判断基準省令(食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令)」に定める「食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標」を指す。店舗単位の実施目標を定める場合もこれに準ずる。
		■「地域の農林水産物の利用」とは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年法律第67号)第25条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。
		■地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく使用許可の際には要請事項とする。

21. 小売業務

21. 小売		riis da
品名	環境配慮仕様	備考
小売業務 【役務】	【水準1】 ①容器包装の過剰な使用を抑制するための取組又は消費者による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組が行われていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(国基準)P250~251を参照す ること。
	が行われていること。	■庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業 を行う小売業務の店舗を対象とする。
	イ. 食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。 ウ. 食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達 方針等が公表されていること。 エ. 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種については、食品廃棄物等の単位当たり発	■新規契約や更新の際に適用する。ただし、複数年 度にわたる契約等を前提とした更新時は適用しない。
	生量がこの目標値以下であること。 オ. 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は 目標年に目標値を達成する計画を策定すること。 ③消費者のワンウェイ製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われてと	■「容器包装の過剰な使用を抑制するための取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することなど、小売業者自らが取り組む措置をいう。
	京都による、もったいない意識の普及啓発に協力すること。	■「消費者の容器包装廃棄物の排出を抑制するため の取組」とは、商品の販売時にレジ袋を有償で販売す ること、レジ袋の必要の有無を消費者に確認すること などの措置をいう。
	 ⑥業務上必要となる容器包装及び梱包資材等には、使い捨てプラスチック製品を可能な限り、使用しないよう、努めること。 【水準2】 ①取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。 ②店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。 ③食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。 ④食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。 	■【水準1】の②のエについて 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事 業者に該当しない場合、食品廃棄物等の単位当たり の発生量が目標値以下であること又は当該目標値を 達成するための自主的な計画を策定していること
		■「再生利用等実施率目標」とは、「食品リサイクル事業者判断基準省令(食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令)」に定める「食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標」を指す。店舗単位の実施目標を定める場合もこれに準ずる。
		■「消費者のワンウェイのプラスチック製品及び容器 包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の 取組」とは、以下の取組などをいう。 ・商品の販売に際して消費者に買物袋等(レジ袋等) を有償で提供 ・ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等のワン ウェイのプラスチック製品や容器包装の使用に関する 意思を消費者に確認する(買物袋の要・不要の確認)
		■【水準1】については、容器包装リサイクル法に基づ
		く定期報告第7表の写し、別紙付属資料3の参考様式 又はそれらに準ずる内容を含む環境報告書等の写し 等により確認する。
		■地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく使用許可の際には要請事項とする。

22. クリーニング

<u> </u>		
品名	環境配慮仕様	備考
クリーニン グ 【役務】	【水準1】 ①ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。 ④袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)」(国基準)P252~253を参照す ること。
	【水準2】 ①揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ②ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。 ③事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ④可能な限り非ガソリン車又は低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 ⑤プラスチック製のハンガーにあっては、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと。 ⑥包装用のプラスチック製の衣類カバーにあっては、厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。 ⑦プラスチック製の袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの又は再生プラスチックが使用されていること。 ⑧省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。 ⑨フロン系の溶剤を使用する場合、溶剤の大気中への放出がない設備等の導入が図られていること。	

【役務】	②エコドライブを推進するための措置か講じられていること。 ③ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。 ④袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。	ること。
	【水準2】 ①揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ②ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。 ③事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ④可能な限り非ガソリン車又は低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 ⑤プラスチック製のハンガーにあっては、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと。 ⑥包装用のプラスチック製の衣類カバーにあっては、厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。 ⑦プラスチック製の袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの又は再生プラスチックが使用されていること。 ⑧省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。 ⑨フロン系の溶剤を使用する場合、溶剤の大気中への放出がない設備等の導入が図られていること。	
23. 普及	・ ・ ・ ・ 啓発等に係る環境配慮	
品名	環境配慮仕様	備考
イベントの 運営 【役務】	おりとする。ただし、イベントの運営や利用者の飲食に支障を来す場合など、やむを得ない場合は、この限りではない。 (1) リユース(飲食提供時の食器など) (2) 再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものへの転換なお、(2)の場合の考え方は次のとおりとする。 ア,グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の水準1を満たしている物品を使用すること。	がイベントに出展する場合等をいう。 ■ワンウェイプラスチック製品とは、一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のものをいう。
	イ、グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②プラスチック製品以外のものを調達する場合の考え方は次のとおりとする。 (1) グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の水準1を満たしている物品を使用すること。 (2) グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合、主要材料が木質の場合はア、紙の場合はイの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はア、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はイbの要件をそれぞれ満たすこと。	は、代替素材(紙や木材など)への転換も含む。 ■利用者の飲食に支障を来す場合とは、高齢者、乳 幼児、身体上の障害を持つ方等の飲食に支障をきた

- あること。 イ,次の要件を満たすこと。
 - a, 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。
- b, 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原 木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。た だし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等 ■リユース容器導入手引き(令和5年3月東京都)など の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③イベントにおいて使用された物品については、可能な限り、リユースを行うこと。
- ④イベントにおいて使用された物品の再生利用のためのシステムがあること及び、会場における分別の徹底┃■「容器包装の過剰な使用を抑制するための取組」と などの取組が行われていること。
- ⑤容器包装の過剰な使用を抑制するための取組又は来場者による容器包装廃棄物の排出を抑制するため の取組が行われていること。
- ⑥イベント等の終了後、①~⑤を達成したことが確認できるもの(現物や写真等)を提出すること。
- ⑦飲食を提供する場合に、提供する飲食物の量の調整や、食べ切り推奨の啓発などにより、食品ロスを削 減する取組が行われていること。

【水準2】

気候変動対策として、来場者の健康やイベントの実施運営に影響を及ぼさないことに留意したうえで、 以下 |ことなどの措置をいう。 の取組を実施すること。

ア,再生可能エネルギー電力の利用

イベントで使用する電力は再生可能エネルギーとすること。再生可能エネルギー電力の購入契約が困難 な場合には、使用した電力使用量相当分について、運転開始又はリパワリングから15 年以内の発電設備に よる再エネ指定の非化石証書等を使用すること。

イ, 環境負荷の少ない輸送

参加者及び関係者の移動については、原則、公共交通機関の利用を前提に、航空機での移動が必要と なる場合には、オフセット付き航空券とすること。

ウ,温室効果ガスの最大限の直接的削減を前提としたオフセットの実施

会場内の空調・照明等に係るエネルギーの最大効率的運用等による温室効果ガスの最大限の削減を前提 上記アからイまでの取組を実施したうえで、なお排出される温室効果ガスについては、クレジットの調達 により可能な限りオフセットすること。なお、オフセットは最終手段として捉え、可能な限り省エネルギーの徹 底や再生可能エネルギー電力の利用など直接的な削減手段を優先すること。

②イベントの運営や利用者の飲食に支障を来す場合など、やむを得ない場合に、ペットボトルが排出される|議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のため 場合は、中間処理後のものがボトルtoボトル(使用済みペットボトルを原料に新たなペットボトルを製造するこの手引き (Ver.1.0)」を参照すること。 とをいう。)をできるリサイクル事業者に引き渡されるようにすること。

評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減 効果が確認されたものをいう。

┃■衛生面の安全性を確保する必要がある。

を参照すること。

は、紙やプラスチック製の容器包装を使用しないこと、 薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商 品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することなど

■「来場者による容器包装廃棄物の排出を抑制する ための取組」とは、商品の販売時にレジ袋を有償で販 売すること、レジ袋の必要の有無を来場者に確認する

■備考

- |・「再エネ指定の非化石証書等」とは、FIT非化石証 書、再エネ指定の非FIT非化石証書、グリーン電力証 書又は再エネ指定のJークレジットをいう。
- ・「運転開始又はリパワリングから15年以内」とは、発 電設備の運転開始又はリパワリングが、再生可能エネ ルギー電力の使用を主張するイベントの15年前の1月 1日以降とする(例えば、2025年1月から12月までのイ ベントで再生可能エネルギー電気の使用を主張する 場合、2010年1月1日以降に運転開始又はリパワリング |したプロジェクトからの調達に基づくもの。)。
- ・温室効果ガスのオフセットにあたっては、環境省「会

東京都グリーン購入ガイド (2024年4月1日施行)

ノベルティ 等提供物

の調達

【水準1】

- ①ワンウェイプラスチック製品の使用を削減すること。なおプラスチックを使用する場合は、再生プラスチック 又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用すること。ただし、提供物 の強度や耐久性、安全性などに支障を来す場合など、やむを得ない場合は、この限りではない。 なお、再生プラスチック素材を使用する場合の考え方は次のとおりとする。
- (1) グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の【水準1】を満たしている物品を調達すること。
- (2) グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
- ②プラスチック製品以外のものを調達する場合の考え方は次のとおりとする。
- (1) グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の【水準1】を満たしている物品を調達すること。
- (2) グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、主要材料が、木質の場合はア、紙の場合はイの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はア、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はイbの要件をそれぞれ満たすこと。
- ア、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
- イ、次の要件を満たすこと。

③容器包装の過剰な使用を抑制すること。

- a, 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。
- b, 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

- ■ワンウェイプラスチック製品の使用を削減することには、代替素材(紙や木材など)への転換も含む。
- ■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- ■容器包装の過剰な使用を抑制することとは、紙やプラスチック製の容器包装を使用しないこと、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することなどをいう。

24. 引越輸送

環境配慮仕様 引越輸送 【水準1】 ■低公害車・低燃費車とは、環境確保条例第34条第1 ①梱包及び養生に使用する物品が「東京都グリーン購入ガイド(2023年度版)」の品目に該当する場合は、 |項に規定する東京都指定低公害車・低燃費車をいう。 【役務】 【水準1】を満たしている物品が使用されていること。 ②反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。 ③引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。 ④自動車による輸送を伴う場合には、「東京都グリーン購入ガイド(2023年度版)」の品目「自動車による運 搬及び輸送」の【水準1】を満たすこと。 【水準2】 ①環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。 ②梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなどの省資源化に配慮され ていること ③梱包用資材及び養生用資材には、再生材料又は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が 確認されたものが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されているこ ④自動車による輸送を伴う場合、非ガソリン車等又は低公害車・低燃費車を使用すること。 また、エコドライ ブ等の取組により燃費削減に努め、東京都貨物輸送評価制度要綱に定める評価書の交付を受けた事業者 であること。

25. 産業廃棄物処理

品名	免来物处理 環境配慮仕様	備考
	【水準1】 ①電子マニフェストを利用すること。 ②庁舎から排出される産業廃棄物については、産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル認定制度の認定を受けた事業者、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき、優れた能力及び実績を有するものとして認定を受けた事業者(優良認定業者)であること 【水準2】 ①(水準1②以外)産廃エキスパート、産廃プロフェッショナル認定制度の認定を受けた業者であること。 ②庁舎から排出される産業廃棄物(廃プラスチック類)のうち、ペットボトルについては、中間処理後のものがボトルtoボトル(使用済みペットボトルを原料に新たなペットボトルを製造することをいう。)をできるリサイクル事業者に引き渡されるようにすること。	■【水準1】①②について、受託者が限定される場合 等により利用等が困難な場合は対象外とする。
使用済小型電子機器等処理 委託契約 【役務】	【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①小型家電リサイクル法に基づき国が認定した事業者であること。 ②使用済小型電子機器等の収集若しくは、運搬又は再資源化を適正に実施し得る者であること。 【水準2】 なし	■使用済小型電子機器等を委託により廃棄する場合には、分別して排出し、【水準1】を「受託者の要件」として仕様書に記載すること。 ■使用済小型家電子機器等の対象となる品目については、下記URLを参照のこと。 (https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/index_rel.html)

26. 建築物の借上げ

品名	環境配慮仕様	備考
都保有以外の建築物の借上げ 【役務】	【水準2】 ①借上契約の対象となる建築物(都が定めるテナントビルのベンチマーク ^{※1} の対象となる建築物のうち「新築建築物」(供用開始日以後の最初の3月31日を越えていない建築物)を除く。)の前年度の延床面積当たりのCO2排出量が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく「地球温暖化対策報告書」によるテナントビルのベンチマーク区分 ^{※2} のA1レンジ以上であること。また、当該建築物の出入口等に、地球温暖化対策指針第2編第4の5に定める地球温暖化の対策の取組状況を示す書面の1つであるカーボンレポートが掲示されていること。 ②既設の業務用空調設備がある借上契約の対象となる建築物の当該設備が、オゾン層を破壊する物質が未使用であり、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されているものであること。また、冷媒として	備考 ■ベンチマークの対象となる建築物は、熱、電気、燃料の年間使用量が原油換算で1,500kl未満の建築物をいう。 ※1・・・テナントビルのベンチマークの詳細については、東京都環境局HPの「中小規模事業所における対策」「自己評価指標(ベンチマーク)」のページで確認可能。 ※2・・・ベンチマーク区分については、テナントビルの規模(㎡)に応じて、次の3つの区分が設定されている。 借上対象となる建築物について、該当する区分の最
	用いられるフロン類の漏えい防止のための適切な措置が講じられていること。 ③借上契約の対象となる建築物がトップレベル事業所の認定を受けていること。	(1) 小規模テナントビル (延床面積1,000㎡以上3,000㎡未満) (2) 中規模テナントビル (延床面積3,000㎡以上10,000㎡未満) (3) 準大規模テナントビル (延床面積10,000㎡以上 20,000㎡未満) ■「トップレベル事業所」とは、東京都キャップ&トレード制度対象事業所において、温暖化対策の推進の程度が優れた事業所として知事が認定した優良特定地球温暖化対策事業所のことをいう。認定事業所については、下記ホームページアドレスを参照https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/toplevel/certification.html

27. 庁舎管理等

27. 厅舎 品名		Itts ty
植栽管理 業務が管理 する施設内 及び周辺 等の植栽 地(公園及	環境配慮仕様 【水準1】 農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬をラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って、過正かつ効果的に使用されるものであること。 【水準2】 ①病害虫予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防防手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。 ②植替え等が生じた場合、地域の在来種や既存の植栽に配慮し、病害虫の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。	等、「住宅地等における農薬使用について(平成25年4月26日付25消安第175号環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)」に準拠したものであること。 ■【水準2】の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕
加煙試験【役務】	【水準1】 加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同のものであること。 【水準2】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物時の負荷低減に配慮されていること。	■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度
タイルカー ペット洗浄 【役務】	【水準1】 ①洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/㎡以下であること。 ②線上に使用する水量が40L/㎡以下であること。 ③洗浄に使用する洗剤等の揮発性有機化合物の含有量が、厚生労働省の定める室内濃度指針値以下あること。 ④洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。 【水準2】 ①洗浄に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②洗剤の原料に植物性油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ③洗浄に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ④洗浄に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)」(国基準)P240を参照すること。 ■対象となる「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。 ■水準1④の透視度はJIS K 0120による。 ■水準2③「指定化学物質」とは、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の惻隠に関する法律」の対象となる物質をいう。
清掃【役務】	【水準1】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ②次の要件を満たすこと。 ②次の要件を満たすこと。 オ 清掃において使用される消耗品(トイレットペーパー等)がグリーン購入ガイドに定める物品等に該当る場合は、【水準1】を満たしている物品が使用されていること。 イ 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃いては動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として相される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ウ ごみの収集は、資源ごみ(紙類、缶、びん、ペットボトル等)、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。	■清掃とは、庁舎の清掃作業をいう。 ■環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用や清掃用機材の清掃維持による確実な汚染除去等をなし得る事業者をいう。 ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.510「清掃サービスVersion1」に係る認定基準をいう。

印刷機能等提供業

【水準1】

①印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。

務 【役務】 ①印刷機能寺提供業務に保る機器を導入りる場合は、以下の安件を個にりこと。 ア. コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあっては、当該品目に係る【水準1】を満たすこ

イ. プリンタ又はプリンタ複合機にあっては、当該品目に係る【水準1】を満たすこと。

- ウ. ファクシミリにあっては、ファクシミリに係る【水準1】を満たすこと。
- エ. スキャナにあっては、スキャナに係る【水準1】を満たすこと。
- オ. デジタル印刷機にあっては、デジタル印刷機に係る【水準1】を満たすこと。

カ. 契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用 又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分について は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。

- ②カートリッジ等を供給する場合は、トナーカートリッジに係る【水準1】を満たすこと。
- ③用紙を供給する場合であって、当該品目に係る【水準1】を満たすこと。
- ④印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。 ア. コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインク の使用量の削減対策。
- イ. 環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数。

【水準2】

①コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。

②使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。③印刷機能等提供業務に係る機器の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)P264~265」を参照すること。

東京都グリーン購入ガイド (2024年4月1日施行)

11 0 - 1	I I State I	■ 3V AB (1)
生ゴミ処理機	【水準1】 バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)P167」を参照すること。
	【水準2】	
	①分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。	
	③処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。	
日射調整	【水準1】	 ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本
フィルム	①日射調整フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。	方針(令和5年12月)P171~172を参照すること。
低放射フィ	ア.遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。 イ.熱貫流率は5.9W/(㎡・K)未満であること。	
ルム	②低放射フィルムにあっては、次の要件をみたすこと。 ア.可視光線透過率は60%以上であること。	
	7. 引張光線透過半は00 /6以上であること。 イ.熱貫流率は4.8W/(㎡・K)以下であること。	
	 ③日射調整性能及び低放射性能について、適切な耐候性が確認されていること。	
	④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤上記①、③及び④並びに②、③及び④について、ウエブサイト等により容易に確認できること、又は第三	
	者により客観的な立場から審査されていること。	
	⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。	
	【水準2】 遮蔽係数が可能な限り低いものであること。	
★太陽光	「本準1]	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本
	①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表1に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。②太陽電池モジュール及び周辺機器について、表2に示された項目について、情報が開示され、ウエブサ	方針(令和5年12月)P162~165」を参照すること。
業用)	イト等により、容易に確認できること。	■環境配慮仕様における表については、「資料編P22
	③発電電力量等が確認できるものであること。 ④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・	~25」より引用すること。
	製造されていること。 ⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時	
	の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。	
	⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。 ⑦太陽電池モジュールについては、表3に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が	
	確認できること。 ⑧修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること。	
	【水準2】 ①分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。	
	②来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。	
	③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使	
	用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。 ④特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムが	
	あること。	
	⑤太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二 次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。	
	⑥重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。	

東京都グリーン購入ガイド (2024年4月1日施行)

<u> </u>		
利用システ	【水準1】 ○①~②の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 ①日集熱効率が次の要件を満たすこと。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)P165~166」を参照すること。
	① F 集然効率が入り委件を何だりこと。 ア. 基準値1は、表1の基準値1の欄に示された集熱器の区分ごとの基準	■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環
	イ. 基準値2は、表1の基準値2の欄に示された集熱器の区分ごとの基準	境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度
	②集熱器及び周辺機器について、表2に示された項目が、ウエブサイト等により、容易に確認できること。	の商品類型のうち、品類型No.154「太陽熱利用システ
	【水準2】	ム Version1」に係る認定基準をいう。
	①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易であ	■環境配慮仕様における表については、「資料編P
		26」より引用すること。
	②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 ③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使	
	用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。	
	④外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原せば、アルミニウム二次地金(再生地金)を原	
	材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑤重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。	
	● 生业内 寸 自 7 頁 と 次 曲 ツ 次 色 仁 戊 川 じ ま じ 入 は 「	
燃料電池	【水準1】	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本
		方針(令和5年12月)P167」を参照すること。
	を取り出すものであること。	
	【水準2】	
	分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。	
エネルギー	【水淮1】	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本
	建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備	方針(令和5年12月)P167」を参照すること。
ム	機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。	
	【水準2】	
	設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。	
	【水準1】 <共通事項>	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)P167~168」を参照すること。
	①電気を使用しないこと。	
	②吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。	■環境配慮仕様における表については、「資料編P
	<個別事項> ①節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。	27」より引用すること。
	プロパコマ にめらくは、伏の女子を何にすこと。 ア. ハンドルを120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量	
	であること。	
	イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。 ②定流量弁にあっては、次の要件を満たすこと。	
	②足伽重弁にあっては、伏の委件を個だりこと。 ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分	
	以下であること。	
	イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ウ. 定流量弁1 個は、水栓1 個に対応していること。	
	③泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。	
	③泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流	
	ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。	
	ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流	
	ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において5 L/分以上の吐水流量であること。 ④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、吐水流量が、	
	ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー) 開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー) 全開において5 L/分以上の吐水流量であること。 ④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー) 開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の80%以下であること。	
	ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において5 L/分以上の吐水流量であること。 ④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、吐水流量が、	
	ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー) 開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において5 L/分以上の吐水流量であること。 ④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー) 開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であ	
	ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において5 L/分以上の吐水流量であること。 ④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。 ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。	
	ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において5 L/分以上の吐水流量であること。 ④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。	
	ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において5 L/分以上の吐水流量であること。 ④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。 ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。	
	ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において5 L/分以上の吐水流量であること。 ④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。 ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 【水準2】	

給水栓 【水準1】

①節水コマ内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと。

ア. ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。

イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。 ウ. 電気を使用しないこと。

- ②定流量弁内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと。
- ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分 以下であること。
- イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。
- ウ. 電気を使用しないこと。
- ③泡沫機能付水栓にあっては、次の要件を満たすこと。
- ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。
- イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において5L/分以上の吐水流量であること。
- ウ. 電気を使用しないこと。
- ④時間止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。
- ア. 設定した時間に達すると自動的に止水すること。
- イ. 次の性能を有していること。
- |(設定時間-実時間)||設定時間 | ≦0.05
- ⑤定量止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。
- ア. 次の性能を有していること。
- |(設定吐水量-実吐水量)/設定吐水量 | ≦0.2
- イ. 電気を使用しないこと。
- ⑥自動水栓(自己発電機構付)にあっては、次の要件を満たすこと。
- ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2 秒以内であること。
- イ. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。
- ウ. 単相交流(100V)の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。
- ⑦自動水栓(AC100Vタイプ・乾電池式)にあっては、次の要件を満たすこと。
- ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2 秒以内であること。
- イ. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。
- ⑧手元止水機構を有する水栓にあっては、次の要件を満たすこと。
- ア. 吐水切換機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること
- イ. ボタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で吐水及び止水操作だけができること。
- ⑨小流量吐水機構を有する水栓にあっては、吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。
- ア. 流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあっては、0.6N以上であること。
- イ. 流水中に空気を混入させる構造を持つものにあっては、0.55N 以上であること。
- ⑩水優先吐水機構を有する水栓にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造であること。
- イ. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方45°までの角度で湯が吐出しない構造であること。
- ウ. 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること。

【水準2】

○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本 方針(令和5年12月)P169~171」を参照すること。

28. 会議運営

品名	備考
【水準1】 ①ノートパソコン、タブレット等のICTを活用することによるペーパーレス化を行い、紙資でいること。ただし、会議運営上、紙の資料等を印刷又は配布する必要がある場合は、リこと。 ア、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、布される用紙がグリーン購入ガイドにおける「1. 用紙」の基準を満たすこと。イ、ボスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を作成する場合は、グリーン購入ガイドにの基準を満たすこと。ウ、紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。②会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励ア・公共交通機関の利用イ、クールビズ及びウォームビズウ・筆記具等の持参 ③飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。ただし、会議参加者の飲食に支障をする手段がない場合はこの限りではない。ア、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。イ、繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われるこ④食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装の削減を図【水準2】 ①会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。なお、新規に合は、グリーン購入ガイドによること。②食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しな。③資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利棄時の負荷低減に配慮されていること	順の削減を実施し以下の要件を満たす。 以下の要件を満たす。 は、一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもので、ペットボトル、カップ、カップの蓋、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容器等をいう。 「会議参加者の飲食に支障を来す場合」とは、高齢者、乳幼児、身体上の障害を持つ方等の飲食に支障をきたす場合をいう。 「会議参加者の飲食に支障を来す場合」とは、高齢者、乳幼児、身体上の障害を持つ方等の飲食に支障をきたす場合をいう。 本準1の③のイの「容器包装」とは、アルミ缶やスチール缶、紙パックなどの円滑なリサイクルが進んでいるもので、プラスチック製以外のものをいう。 「要約によらない会議運営についても、当該規定を準用すること。 「物品を購入する場 「物品を購入する場